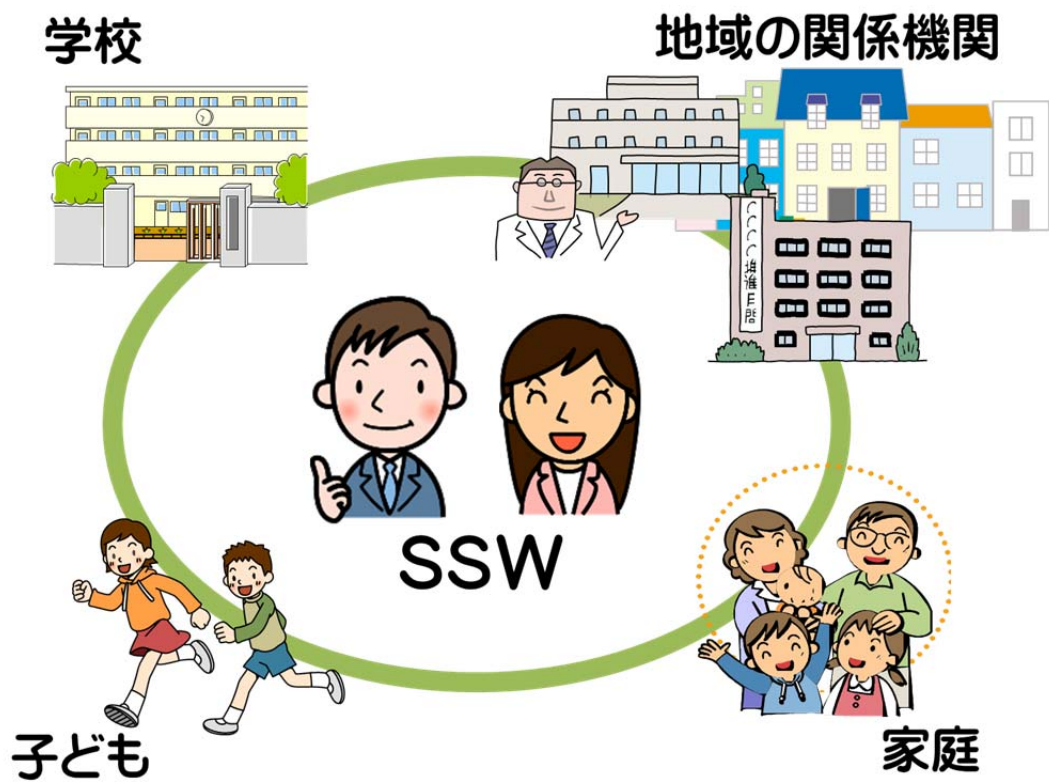


# SSW活用マニュアル



ふれあい教育センター  
子どもと親のサポートセンター

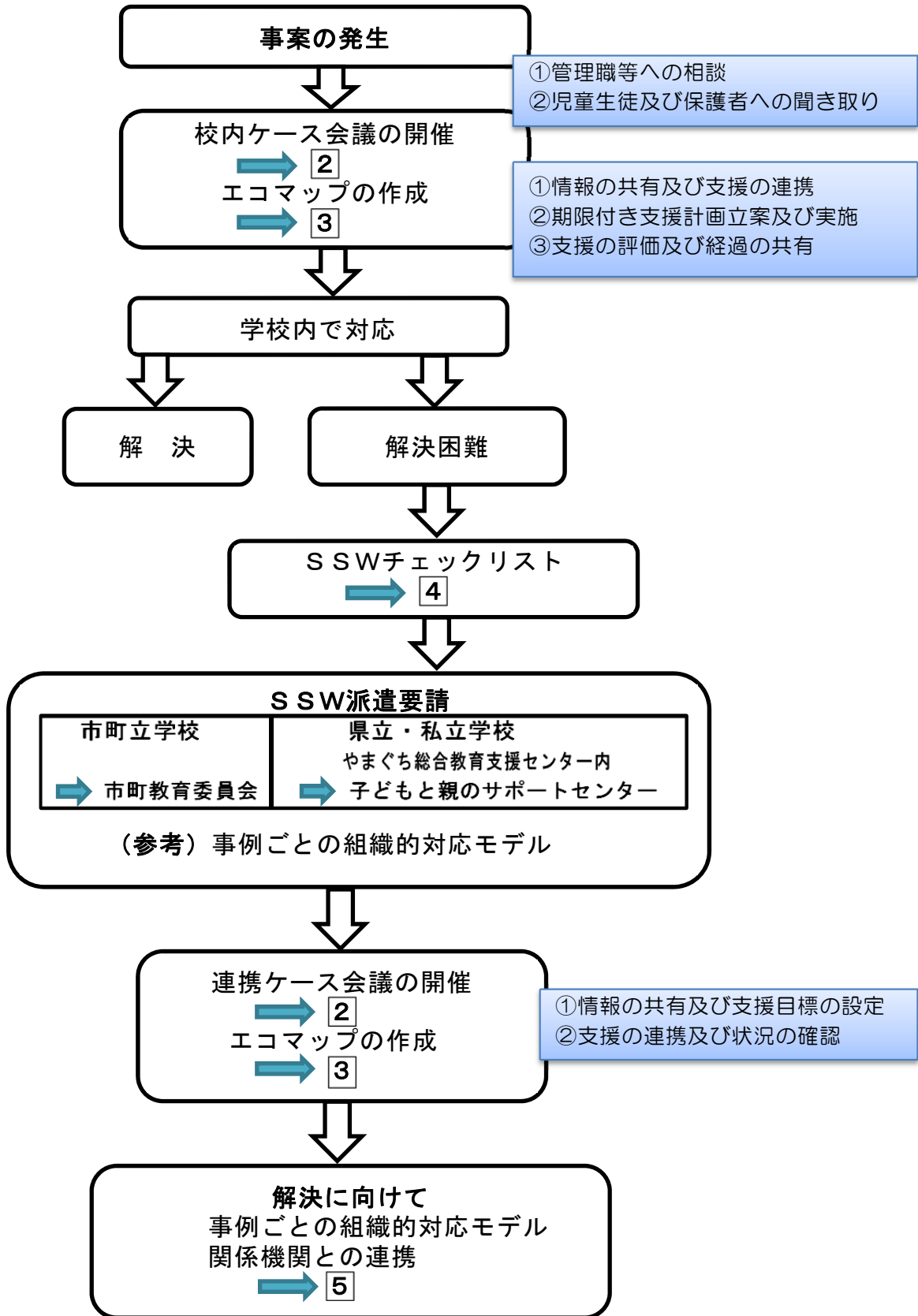
## 目 次

1	S S W活用の流れ	1
2	ケース会議の運営	2
3	エコマップ（家族・社会関係図）の作成方法	5
4	S S Wチェックリスト	7
5	関係機関との連携	8

（参考）事例ごとの組織的対応モデル

# 1 S S W活用の流れ

事案解決に向けて、学校がどのように取り組んだらよいか、S S Wをどのように活用したらよいかをフローチャートで示す。



## 2 ケース会議の運営

### (1) ケース会議の設定・準備（事前）

<input type="checkbox"/>	<p>1 ケース会議の開催について、管理職を交えて検討する。</p> <p><input type="checkbox"/> 校内ケース会議（校内の関係者によるケース会議）</p> <p><input type="checkbox"/> 連携ケース会議（関係機関を集めて行うケース会議）</p>				
<input type="checkbox"/>	<p>2 管理職や教務主任と相談して日時・会場を決める。</p>				
<input type="checkbox"/>	<p>3 管理職と相談して、ケース会議参加者を決める。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">学 校</td> <td>校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 教育相談担当 養護教諭 担任 前担任 ( )</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関係機関</td> <td>警察 児童相談所 市町福祉課 教育委員会 医療機関 ( )</td> </tr> </table>	学 校	校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 教育相談担当 養護教諭 担任 前担任 ( )	関係機関	警察 児童相談所 市町福祉課 教育委員会 医療機関 ( )
学 校	校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 教育相談担当 養護教諭 担任 前担任 ( )				
関係機関	警察 児童相談所 市町福祉課 教育委員会 医療機関 ( )				
<input type="checkbox"/>	<p>4 事例提供者（担任等）と打合せをする。（資料の作成）</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>学校独自の資料の形式や山口県教育庁学校安全・体育課ウェブページにある「スクールソーシャルワーカー（S S W）の活用について」のアセスメント・シート等を活用し、事例の概要を示す。</p> <p>(<a href="http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50500/manual/futoukoutaiou.html">http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50500/manual/futoukoutaiou.html</a>) 例) 家族構成、生育歴、学校生活、家庭生活、成績、調査・諸検査の記録等</p>				
<input type="checkbox"/>	<p>5 役割分担（司会・記録・時間管理等）について確認する。</p>				

#### <ケース会議運営の留意事項>

- 守秘義務を確認した上で、資料の配付等を行う。
- 司会者はやる気を引き出す雰囲気づくりを心掛ける。
- ケース会議を効率的に進めるために、終了予定時間（概ね90分以内）を伝える。
- 参加する上での安心感、受容感を高めるために、苦勞して関わった人（担任、関係機関等）へのねぎらいの言葉を掛ける。
- 「どの機関がどう対応すべきだ」というのではなく、それぞれの機関ができることを分担する。
- 適時に休憩を入れる。
- 終了時刻になったからといって、すぐに終わらない。  
\* ケース会議の終了を告げ、参加者の確認をとる。
- 配付資料等の持ち帰りについては十分留意する。

(2) **初めて**のケース会議の進め方

<p>チェック欄</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p><b>1 ケース会議を始める。</b></p> <p><input type="checkbox"/> 資料を配付する。 *参加者全員に守秘義務があることを確認する。</p> <p><input type="checkbox"/> 目的を確認する。 「目的は〇〇さん家族についての ①情報交換・共有、②解決すべき課題を見付け、③それに対する支援の方針と役割分担を決める ことです。」等</p> <p><input type="checkbox"/> 会議の終了予定時間（概ね90分以内）を伝える。</p> <p><input type="checkbox"/> 自己紹介をする。 *所属・職種・氏名・事例に対する立場等</p>
<p><input type="checkbox"/></p>	<p><b>2 情報を共有する。</b></p> <p><input type="checkbox"/> 担任等が、ケースの概要について資料を基に説明する。（15分程度） *山口県教育庁学校安全・体育課アセスメントシート及びエコマップ等を活用する。</p> <p><input type="checkbox"/> 「何に困っていて、何を検討してもらいたいのか」等を出す。</p> <p><input type="checkbox"/> より詳細な内容については、質問に答える形で情報を提供する。</p> <hr/> <p><b>3 解決すべき課題を明確にし、それに対する支援方法を話し合う。</b></p> <p><input type="checkbox"/> 何が課題であるのか</p> <p><input type="checkbox"/> どこに注目したらいいのか</p> <p><input type="checkbox"/> 不足情報は何か</p> <p><input type="checkbox"/> どんな家族なのか</p> <p><input type="checkbox"/> なぜ、このような状況に陥っているのか</p> <p><input type="checkbox"/> 何を目標に支援していけばいいのか（支援方針、長期目標、短期目標等） *適時に休憩を入れる（雑談が大切な時がある）。</p> <hr/> <p><b>4 今後の方針と役割分担を確認する。</b></p> <p><input type="checkbox"/> どの機関が、どのような役割をするのかを、明確に決めておく。 *「見守る」、「様子を見る」は避ける。 例)「家庭訪問をする」→家庭訪問をして「何を話すのか」、「これだけはやろう、やめておこう」など具体的に決める。</p> <p><input type="checkbox"/> 状況に変化があった場合、参加者は学校（市町教育委員会、児童相談所等）の誰に連絡を入れるのか確認する。</p> <p><input type="checkbox"/> 次回のケース会議の開催時期・場所等を決めておく。 *具体的な支援について確認の場とする。</p>

(3) **継続**しているケース会議の進め方

チェック欄  <input type="checkbox"/>	1 ケース会議を始める。 <input type="checkbox"/> 資料を配付する。 ＊前回以降のなるべく詳しい資料を作成・配付する。 ＊参加者全員に守秘義務があることを確認する。
<input type="checkbox"/>	2 前回の支援目標について確認する。 <input type="checkbox"/> 支援方針、短期目標等を確認する。 <input type="checkbox"/> 目標に対して参加者が「どのような支援を行った結果、どのように変容したのか」等について報告する。また、効果があったのか確認する。 ＊各関係機関等からの報告を受ける。
	3 支援方針の見直しや新たな課題等を明確にし、それに対する支援方法を話し合う。 <input type="checkbox"/> 何が課題であるのか <input type="checkbox"/> どこに注目したらいいのか <input type="checkbox"/> 不足情報は何か <input type="checkbox"/> 家族はどのように変化したのか <input type="checkbox"/> 新たに何を目標に支援していけばいいのか（支援方針、長期目標、短期目標等） ＊適時に休憩を入れる（雑談が大切な時がある）。
	4 今後の方針と役割分担を確認する。 <input type="checkbox"/> どの機関が、どのような役割をするのかを、明確に決めておく。 ＊「見守る」、「様子を見る」は避ける。 <input type="checkbox"/> 状況に変化があった場合、参加者は学校（市町教育委員会、児童相談所等）の誰に連絡を入れるのか確認する。 <input type="checkbox"/> 次回のケース会議の開催時期・場所等を決めておく。 ＊具体的な支援についての確認の場とする。

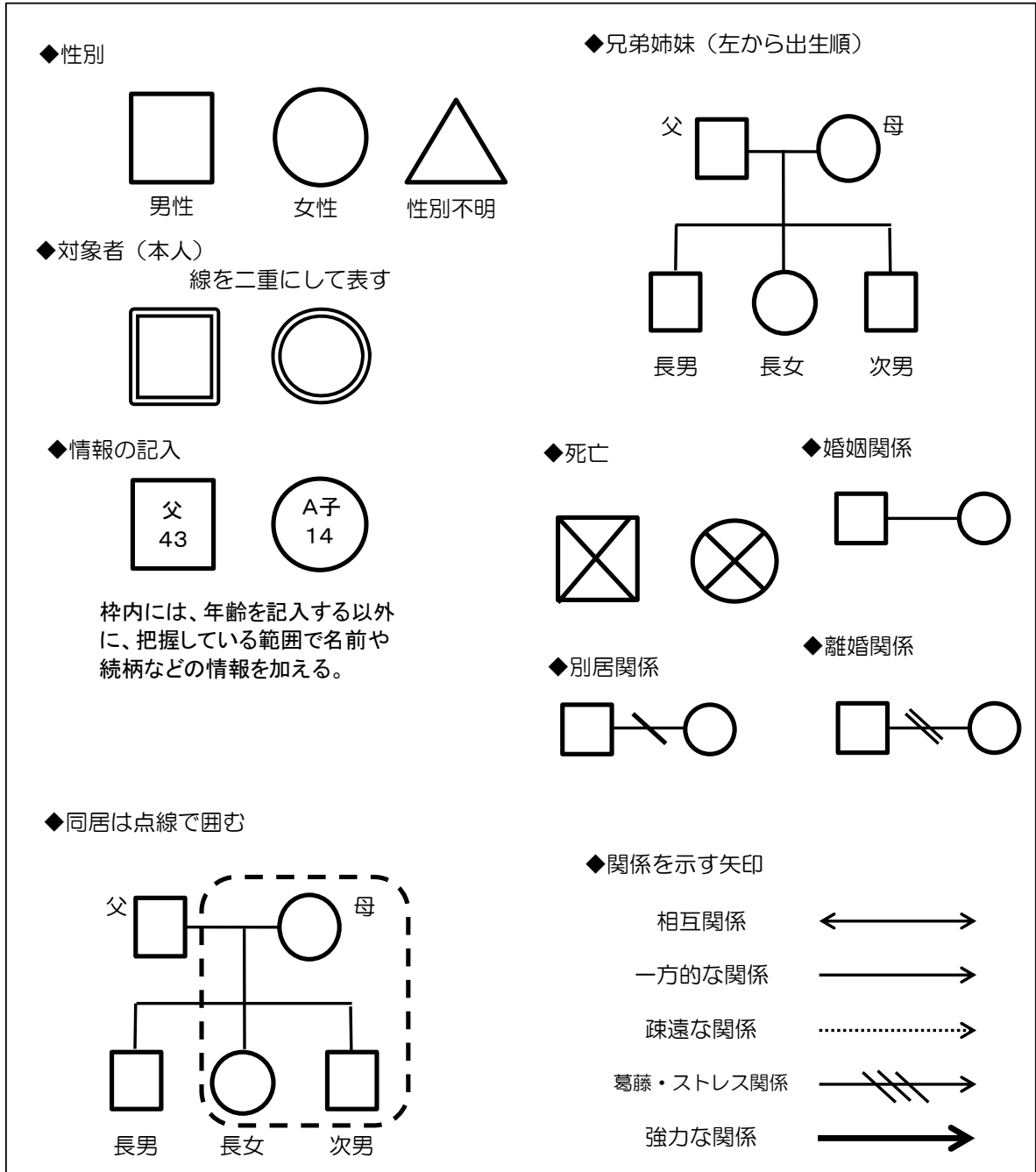
(4) ケース会議後（事後）

<input type="checkbox"/>	1 記録や資料等を整理・保管する。 ＊配付資料等の取り扱いには十分留意する。 ＊資料の保管場所を全教職員に周知しておく。
<input type="checkbox"/>	2 具体的な支援について全教職員で共有する。 <input type="checkbox"/> 職員朝礼や職員会議等で報告する。
<input type="checkbox"/>	3 次回のケース会議までの支援状況を把握する。 <input type="checkbox"/> 好転している場合は、ケース会議の延期等を検討する。 <input type="checkbox"/> 停滞している場合は、ケース会議の早期開催等を検討する。 ＊支援方針、短期目標等の再設定を早急に行う。
<input type="checkbox"/>	4 ケースの終結を全教職員に報告する。 <input type="checkbox"/> 引き続き対象児童生徒の見守りを依頼する。 <input type="checkbox"/> 事例検討会の資料とし、振り返りを行う。

### 3 エコマップ（家族・社会関係図）の作成方法

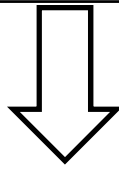
エコマップは支援を必要とする児童生徒を取り巻く家族や関係機関との関係性を円や四角、線や矢印を使って図式化したものである。

#### 基本的な描き方

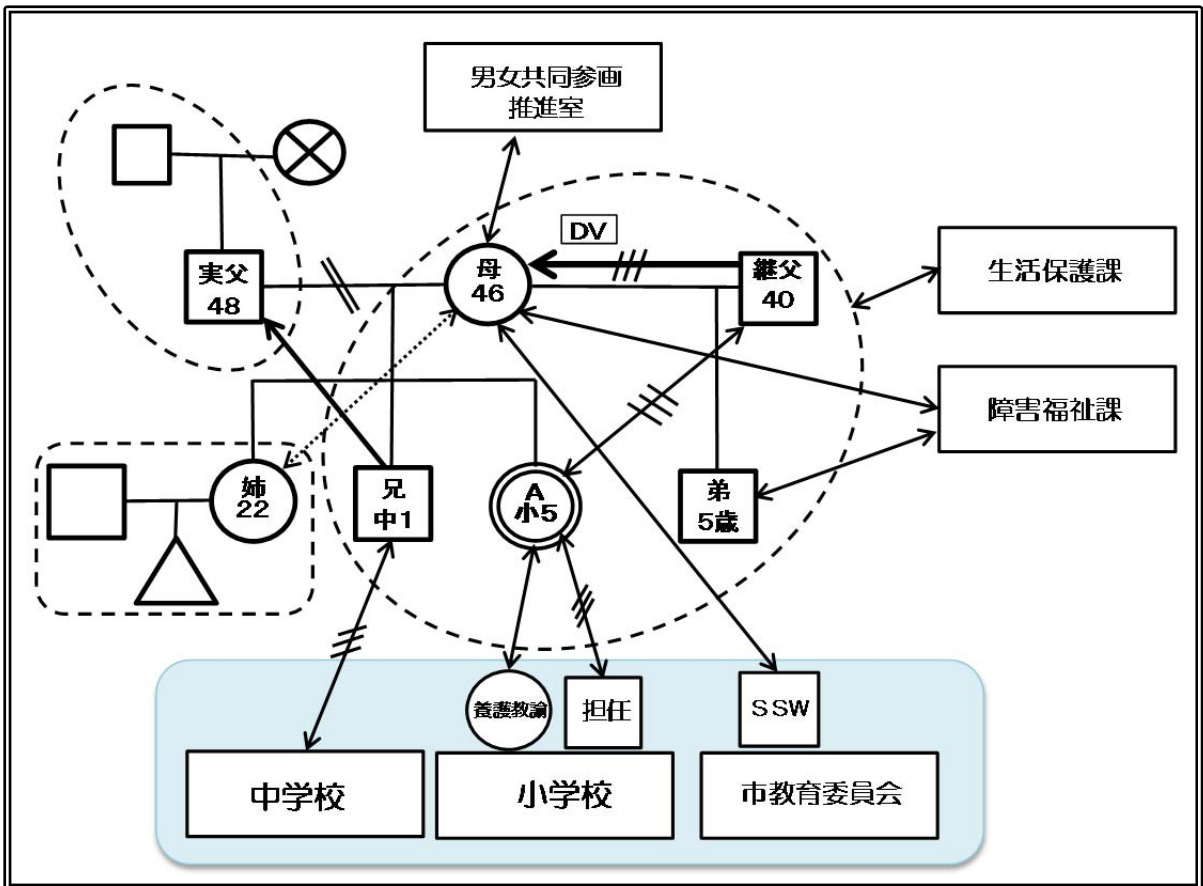


事例の概要（例）

- ◆この事例の対象児Aは小学校5年生女子。
- ◆この世帯はAと両親、兄弟の5人家族で生活保護世帯である。
- ◆兄は中学校1年生、弟は5歳、母は46歳、継父は40歳である。
- ◆母親は父親からDVを受けており、市の男女共同参画推進室に相談している。
- ◆実父は母親と離婚し、父親（Aの祖父）と暮らしている。
- ◆実父の母（Aの祖母）は亡くなっている。
- ◆Aは、女性の養護教諭との関係は良好であるが、男性の担任との関係は悪い。
- ◆Aと継父は関係が悪い。
- ◆兄は、非行傾向で学校にあまり行っていない。実父を慕ってよく家に遊びに行っている。
- ◆弟には知的障害があり、療育手帳の取得のことや進学のことなどで母親は、障害福祉課に相談している。
- ◆Aには22歳の姉がいるが、結婚して別世帯で、母親とはほとんど連絡を取っていない。
- ◆姉には子どもが一人いるが、性別は分からない。
- ◆母親は、Aへの接し方、継父からのDVについて、月1回SSWと面談をしている。



エコマップでの表示例



※関係性を示す情報を矢印の近く書き加えてもよい。



## 4 S S Wチェックリスト

ケースの現状把握を確認する。チェックリストに挙がっているような傾向が多く見られ、学校だけで対応することが難しいと判断すればS S Wの派遣要請を行う。

### <家庭生活等に課題がある内容>

- 体格に比べ、異常に給食をたくさん食べる。
- 家庭で十分な食事がとれていない様子が見える。
- 家族のことを聞こうとしても話したがらない。
- 着衣が乱れている。もしくは汚れている状態がずっと続いている。
- 靴下を履かない。もしくは上靴がない。
- 学用品が揃わなかったり、提出物が届かなかったりする。
- 校納金が遅れがちであったり、滞納したりする。
- 体臭がきつく、十分な入浴ができていないと思われる。
- 虫歯が多く、治療されていない。
- 自宅はゴミが散乱している状態である。

### <発育・発達等に課題がある内容>

- 発達障害など、何らかの困難を抱えていると思われるが、適切な個別の支援を受けていない。
- 保護者の都合か経済的な理由かは分からないが、きちんと医療が受けられていない。
- うつや統合失調症など精神疾患の疑いを感じられるが、医療機関につながっていない。
- 必要もないのに頻繁に病院を受診させている。
- ネグレクト、身体的虐待、精神的虐待、性的虐待、経済的虐待等があるような気がする。
- 健康診断で治療が必要とされたにも関わらず、治療を受けた形跡がない。


### <家族関係等に課題がある内容>

- 虚言癖がある。
- 非行傾向である。
- 不登校傾向である。
- 自宅がたまり場になっている。
- 粗暴行為、ぐ犯行為、触法行為がある。
- 妊娠している。もしくは、そのように見える。
- 本人の状況が、教育相談やS Cによるカウンセリングなどを行っても改善せず、要因が本人の内面以外にもあるような気がする。
- 保護者に対して怯えている。
- 本人が「家に帰りたくない」、「親を交換して欲しい」、「別の所に行きたい（施設に入りたい）」などと言う。
- 親から離れたがらない。
- 子どもが兄弟姉妹の育児や世話をしている。

参考：山口県S S W連絡協議会 平成26年8月1日作成  
「スクールソーシャルワーク事業の活用の具体例」

## 5 関係機関との連携

支援を行う際に連携が必要になってくる関係機関の特徴を挙げている。事例ごとの組織的対応モデルと一緒に参考にしてほしい（□は各機関の役割、・はその特徴）。 2015.4.1 現在

機 関	特 徴	設 置
<p>児童相談所</p>	<p>□児童福祉法に基づき、18歳未満の子どもに関する様々な相談に対応している。主な業務は、児童福祉司や児童心理士が保護者や関係者から子どもに関する相談に応じ、子どもや家庭について必要な心理判定や調査を実施して指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて、中央児童相談所に併設した一時保護所に児童を一時保護し、行動の観察や生活の指導を行う。</li> <li>・児童や保護者の指導、児童の施設入所等の措置を行う。</li> <li>・一つの児童相談所が管轄するエリアが広い。</li> </ul> <p><b>【児童相談所の場所と管轄】</b></p>  <p>*管轄は、太線で表記している。</p>	<p>岩国児童相談所 0827-29-1513 周南児童相談所 0834-21-0554 中央児童相談所 083-922-7511 宇部児童相談所 0836-39-7514 下関児童相談所 083-223-3191 萩児童相談所 0838-22-1150</p>
<p>市役所 町役場</p>	<p>□児童手当、子ども手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する業務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭と身近で、家庭環境等の多様な情報をもっている。</li> <li>・フットワークが軽く、家庭訪問ができる。</li> <li>・市町の各課とネットワークが構築されている。</li> <li>・「要保護児童対策地域協議会（要対協）」を主催し、要保護児童（虐待・非行・障害等）に関するケース会議を実施する。参加者には守秘義務が生じる。</li> </ul> <p>□障害のある方への福祉施策について、様々なサービス（事業）を行っている。障害者手帳等の申請や障害年金等について担当しており、特別支援学校等に関する情報提供や相談等も行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人や家族に障害（知的・身体・精神）がある場合、支援に協力ができる。</li> <li>・障害者の福祉サービスを利用したい場合の相談にも応じてもらうことができる。</li> </ul>	<p>19市町にある 支所にもある</p> <p>19市町にある 支所にもある</p>
	<p>児童（子ども）家庭課 *市町により呼称が異なる。</p> <p>障害福祉課（市町の障害担当職員、保健師） *市町により呼称が異なる。</p>	

市役所 町役場	社会福祉課 (社会福祉 事務所) *市町により 呼称が異なる。	<input type="checkbox"/> 生活保護、その他福祉一般に関わる業務を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族(親族)の状況を知っている。</li> <li>・生活保護受給の決定を行うので、経済状況を把握している。</li> <li>・子どもの問題の専門家ではないが、就労や就学等の相談員もいるので、相談は可能。</li> <li>・扱うケース数が多い。</li> </ul>	各市町  ※阿武町は萩市福祉事務所。和木町、上関町、田布施町、平生町は東部社会福祉事務所(柳井健康福祉センター)
	市町保健 センター (母子・高 齢者)	<input type="checkbox"/> 健康づくり事業に関することを行っている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健に関する業務も行っているため、児童・生徒の妊娠等に関する支援に協力できる。</li> </ul>	19市町にある
民生児童委員  主任児童委員	<input type="checkbox"/> 厚生労働大臣の委嘱を受け、地域住民の保護、保健・福祉に関する援助・指導等を行う。児童虐待の通告の仲介も行う。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃の世帯の様子をよく知っており、家庭訪問をすることができる。 (これらの委員や保護司の方々が学校評議員になっている場合もある。)</li> <li>・身近すぎて家庭に入りにくい場合がある。</li> </ul>		
スクールカウンセラー (SC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心理の専門家、現時点で本人と関わりがない場合でも心理的な見解を述べてもらえるので、今後の支援候補者としても協力してもらおう。</li> <li>・ある程度回数が決まっており、頻繁に関わりにくい。</li> <li>・SSWと比べて、家庭に介入しにくい。</li> </ul>		
警察(生活安全課)  少年サポートセンター (東部・中部・西部)  少年安全サポーター (警察官OB)	<input type="checkbox"/> 警察は、非行少年の補導・保護・検挙・捜査・少年相談の受理を行う。 少年サポートセンターは県内3つの警察署に設置され、子どもの非行、問題行動、しつけ、犯罪被害に関する相談を行う。 少年安全サポーターは、拠点となる所轄警察署から教育委員会に出向いて連携を図りながら学校への指導を行うなど、青少年の健全育成のための活動に従事している。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケースに事件性がある場合や、非行、校内暴力、家庭内暴力などの場合に相談できる。</li> <li>・離婚した夫によるストーカー行為など、保護者による犯罪行為の場合にも相談できることがある。</li> </ul>	<b>東部少年サポートセンター</b> (岩国警察署内) 0827-23-5150 ○活動の地域～岩国、周南地域 ○岩国、柳井、光、下松、周南警察署 <b>中部少年サポートセンター</b> 083-925-5150 (警察本部少年課内) ○活動の地域～山口、萩地域 ○管轄警察署～防府、山口、山口南、長門、萩警察署 <b>西部少年サポートセンター</b> 083-222-5150 (下関警察署内) ○活動の地域～宇部、下関地域 ○管轄警察署～宇部、山陽小野田、小串、美祢、下関、長府警察署	
社会福祉協議会 (権利擁護事業等)	<input type="checkbox"/> 社会福祉に関わる行政・民間の関係者・団体・機関の連携を進めたり、具体的な福祉サービスの企画や実施を行ったりしている。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者や祖父母に軽度の認知症や知的障害、精神障害(疑いを含む)があり金銭管理能力が不十分である場合などは、社会福祉協議会の「地域福祉権利擁護事業」により、日常的な金銭管理や見守り、福祉サービスの利用援助を行うことができる。生活保護との併用も可能。</li> <li>・地域の社会資源や福祉サービス、ボランティア等の情報を多く有している。</li> </ul>		19市町にある

		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 所得が低い者への貸付も行っている。</li> <li>• 子ども・高齢者・障害者の相談窓口。 (各社協によって事業内容やサービスは異なる)</li> </ul>	
地域包括支援センター (高齢者権利擁護・介護保険)		<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 高齢者の権利擁護、虐待対応や成年後見などを行っている。</li> <li>• 高齢者(65才以上対象)の医療・福祉・介護に関する総合相談窓口。</li> </ul>	19市町にある
山口県発達障害者支援センターまっぴ		<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 自閉症児(者)をはじめとする発達障害児(者)等に対する相談支援、発達支援、就労支援や関係機関・施設等への情報提供や研修などの活動を行っている。</li> </ul>	山口市仁保 083-929-5012
児童・障害者相談センターのソーシャルワーカー(SW)	障害者相談支援事業機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 障害者(児)の相談を受け、サービスの利用計画や、他の機関との連絡調整を行う。</li> <li>• SWが本人や世帯の支援計画を立て、関係機関と連絡調整をしていく。</li> <li>• 要支援者から支援の依頼が必要。</li> </ul>	各圏域
	児童家庭支援センター(24時間受付)	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 地域の子どもや保護者、住民から、18才未満の子どもに関する不登校や児童虐待、その他学校や地域における悩みなど様々な相談を受け付けている。</li> <li>• SWが本人や世帯の支援計画を立て、関係機関と連絡調整をしていく。</li> <li>• 児童相談所等の関係機関と連携しつつ、地域に密着した相談支援を行う。</li> <li>• ショートステイ、トワイライトステイ等の事業等もある。</li> <li>• 要支援者から支援の依頼が必要。</li> </ul>	県内4カ所 ○ なかべこども家庭支援センター「紙風船」(なかべ学院乳児部：下関市) ○ こども家庭支援センター「清光」(清光園：山口市) ○ 子ども家庭支援センター「海北」(防府海北園：防府市) ○ こども家庭支援センター「ぼけっと」(共楽園：周南市)
県健康福祉センター		<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 精神保健相談やひきこもりの支援を行っている。</li> <li>• 保護者や本人に精神障害がある場合、「精神・難病班」が相談に応じる。 ※緊急時(本人や保護者に自傷他害の危険性がある場合)は、110番で保護を求めること。</li> </ul>	県内8カ所 (下関市は下関市保健所)
医療ソーシャルワーカー(MSW)、精神科ソーシャルワーカー(P SW)		<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 病院のソーシャルワーカー(SW)で、患者や家族の相談を受けたり、関係機関との連絡調整をしたりする。</li> <li>• ケース会議に参加してもらい医療・福祉サービス利用の見立て、主治医の見解の伝達、ケース会議での意見を主治医へ伝えることができる。</li> <li>• MSWやP SWは病院や施設内のSWなので、関わりのある患者に対しては状況把握のため家庭訪問等することもある。</li> <li>• 患者や家族の同意や守秘義務が重視される。</li> </ul>	病院によって異なる

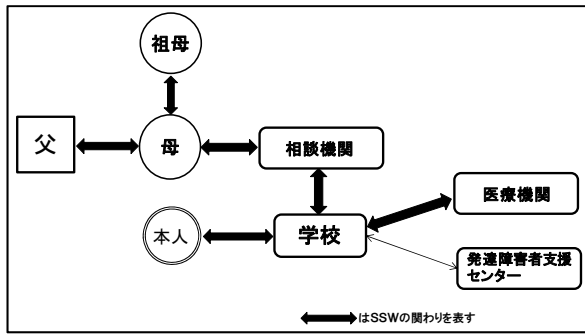
教育支援センター（適応指導教室）一覧表 2014. 7. 7現在				
市町名	教育支援センター （適応指導教室）	所在地	実施日・時間	連絡先
岩国市	中央教育支援室	岩国市横山3丁目1の11	月～金・9:30～16:00	0827-43-0901
	周東教育支援教室	岩国市周東上久原150-2	月～金・9:30～16:00	0827-84-5335
和木町	スマイルルーム	和木町和木2丁目5-2	月～金・9:00～12:00	0827-52-9900
柳井市	しなやかルーム	柳井市柳井尾ノ上4155	月～金・9:30～15:00	0820-23-8130
周防大島町	あろは教室	周防大島町大字由良506	月～金・9:00～15:30	0820-73-0560
上関町	開設していない			
田布施町	開設していない			
平生町	開設していない			
周南市	くすのきラウンジセンター	周南市飯島町1丁目13	月～金・9:30～15:00	0834-22-8695
	あすなる熊毛	周南市大字呼坂418-175	月、火、木、金 8:00～15:00	0833-91-6651
光市	開設していない			
下松市	希望の星ラウンジ	下松市大字笠戸島1534-13	月～金・9:00～16:00	0833-52-0136
山口市	あすなる第1教室	山口市名田島1461-5	月～金・9:00～16:00	083-973-6257
	あすなる第2教室	山口市旭通り2丁目6-11	月～金・9:00～16:00	083-932-3084
防府市	オアシス教室	防府市緑町1丁目9-2	月、火、木、金 9:00～15:00	0835-23-1551
宇部市	ふれあい教室	宇部市島1丁目4-55	月、火、木、金 9:00～15:00	0836-35-2241
山陽 小野田市	小野田ふれあい相談室	山陽小野田市中川3丁目3-10	火、水・10:00～ 15:30	0836-84-5416
	山陽ふれあい相談室	山陽小野田市大字鴨庄94	火、水・10:00～ 15:30	0836-71-1681
美祢市	美祢市教育支援室	美祢市大嶺町東分285-1	火のみ 9:00～12:00	0837-52-3500
下関市	さくらやま	下関市上新地町2丁目7-1	月～金・9:00～15:00	083-232-3021
萩市	萩輝きスクール	萩市大字椿東3143-1	月～金・9:00～15:00 *水は、9:00～12:00	0838-24-4821
長門市	長門市教育支援センター	長門市東深川2660-4	月～金・9:00～16:00	0837-22-3542
阿武町	開設していない			

## (参考) 事例ごとの組織的対応モデル

事例ごとに、SSWが働き掛けた学校・家庭・関係機関との関わりをモデルで示した。

### 事例1 (小学校1年生女子児童 主訴：不登校)

情報を集約し、複数の関係機関と連携した支援へと発展させることで解決に至った事例



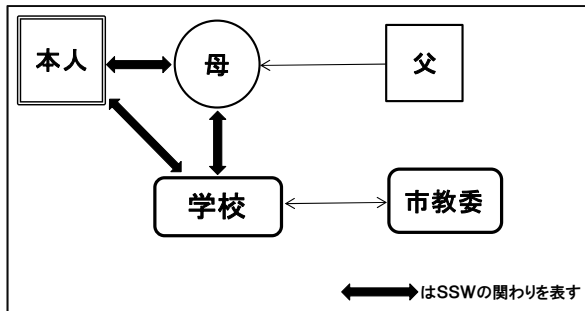
事例1の対応モデル

#### 関係した機関等

- ・相談機関
- ・医療機関
- ・発達障害者支援センター
- ・県教育委員会
- ・市教育委員会
- ・特別支援学校

### 事例2 (小学校5年生男子児童 主訴：不登校)

母親、本人への関わりと学校の積極的な対応で解決に至った事例



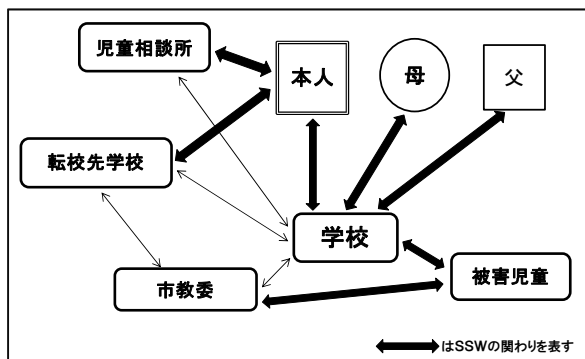
事例2の対応モデル

#### 関係した機関等

- ・市教育委員会

### 事例3 (小学校4年生男子児童 主訴：いじめ)

母親の思いに寄り添い、信頼関係を築くことで解決に至った事例



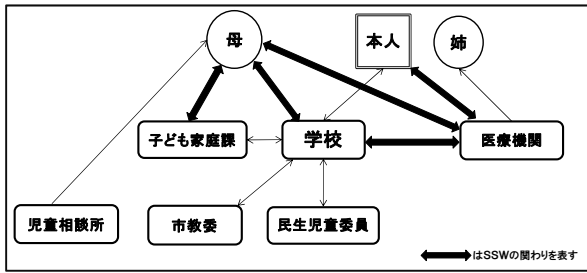
事例3の対応モデル

#### 関係した機関等

- ・児童相談所
- ・市教育委員会
- ・転校先中学校

事例4 (小学校1年生男子児童 主訴: 虐待)

保護者を医療機関や福祉関係につないで解決に至った事例



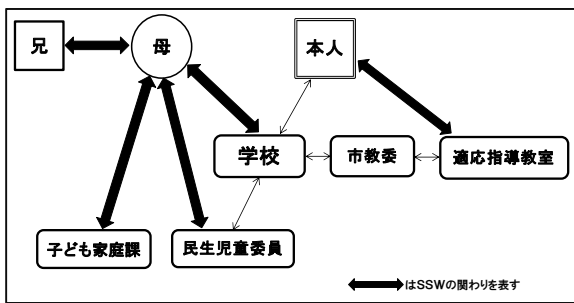
事例4の対応モデル

関係した機関等

- ・医療機関
- ・子ども家庭課
- ・児童相談所
- ・民生児童委員
- ・市教育委員会

事例5 (中学校2年生男子生徒 主訴: 不登校)

母親の支援を進め、生活環境を安定させることで、状況が改善された事例



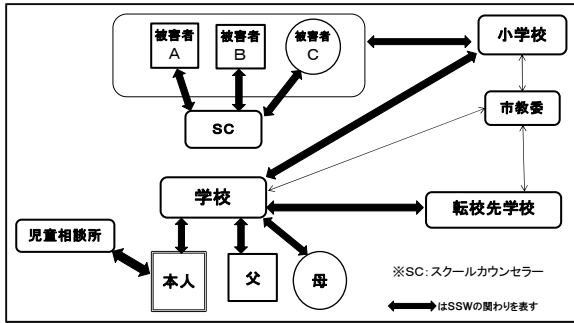
事例5の対応モデル

関係した機関等

- ・民生児童委員
- ・子ども家庭課
- ・社会課
- ・児童相談所
- ・市教育委員会
- ・適応指導教室

事例6 (中学校2年生男子生徒 主訴: いじめ)

加害者と被害者の間に第三者として介入し、調整を図ることで解決に至った事例



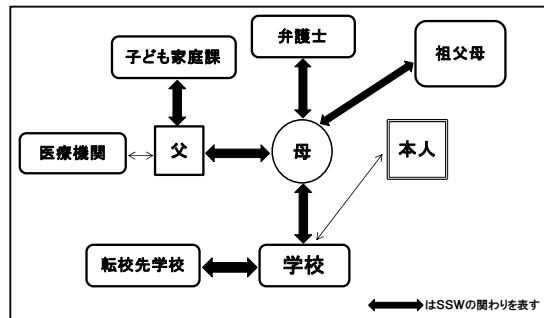
事例6の対応モデル

関係した機関等

- ・児童相談所
- ・地域コーディネーター
- ・スクールカウンセラー
- ・市教育委員会
- ・小学校
- ・転校先中学校

事例7 (中学校2年生男子生徒 主訴: 虐待)

関係機関との早急な連携で、母子の安全な環境を確保した事例



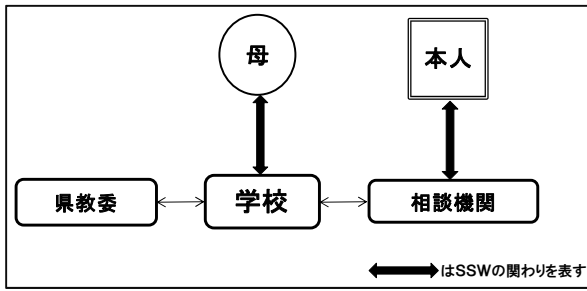
事例7の対応モデル

関係した機関等

- ・民生児童委員
- ・市社会課
- ・市子ども家庭課
- ・児童相談所
- ・弁護士
- ・市教育委員会
- ・転校先中学校

事例8 (高等学校1年生男子生徒 主訴: 不登校)

本人、保護者を関係機関とつなぐことで解決に至った事例



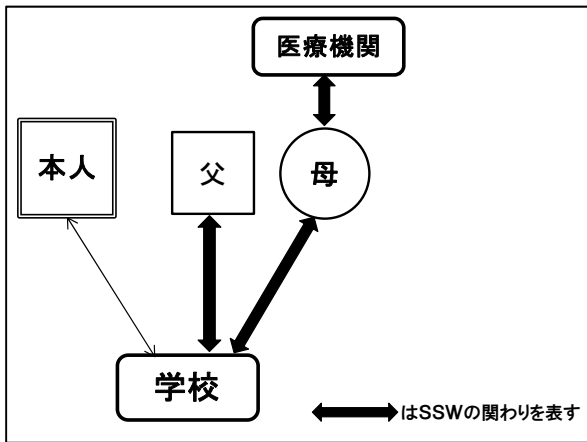
事例8の対応モデル

関係した機関等

- ・相談機関
- ・県教育委員会

事例9 (高等学校2年生女子生徒 主訴: いじめ対応への不満)

学校と保護者との間に第三者として介入し調整を図ることで解決に至った事例



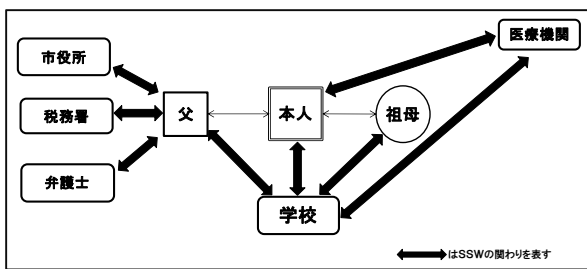
事例9の対応モデル

関係した機関等

- ・医療機関

事例10 (高等学校2年生男子生徒 主訴: 虐待)

父親の経済的な困窮を支援することで解決に至った事例



事例10の対応モデル

関係した機関等

- ・市役所
- ・税務署
- ・弁護士
- ・医療機関